

EPA原産地証明書の利用における 留意事項について

～原産性のない産品に係る原産地証明書を発給申請しないために～

2023年10月

経済産業省

原産地証明室

I 証明書の発給が取り消された事例

生産場所の海外移転や、材料部品の海外調達への変更などがあり、製品の原産性を失ったにも関わらず、気づかずに原産地証明書の発給を申請してしまう事例が発生しています。

事例 1

生産者である部品メーカーA社は、海外に生産を移転していたにもかかわらず、長年にわたり原産品判定結果を見直さず、輸出者である商社B社がこの判定結果を使い続けた。

国内生産品を判定依頼



生産場所が海外移転*



生産者内での連絡漏れにより、
原産品判定を見直さず



輸出者は誤った情報のまま発給申請

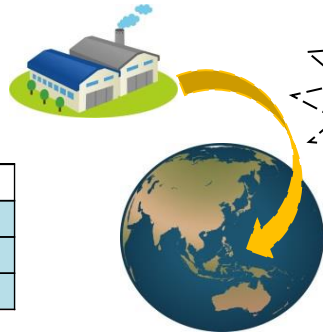
【原産品判定のための資料 (対比表の例)】

利用協定: 日アセアン協定

生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場

適用原産地規則: 関税分類変更基準 (CTH、4桁変更)

HSコード	製品名	HSコード	部品名
		3917	プラスチック製管
		3923	プロテクター
		3926	ドライブギア



海外
移転

生産
管理部

物流
部

貿易
管理部

連絡
漏れ

原産地
証明書

※海外生産工場の所在地がEPA相手国であったとしても、最終生産地が日本国内でなければ日本の原産地証明書を受給できません。

I 証明書の発給が取り消された事例

事例 2

輸出産品^①の材料部品（銅線）は日本企業が国内で生産したものを調達していたが、調達先を海外に変更した結果、銅線が非原産材料となり、かつ、HSコード変更が起きていないため、原産地基準を満たさなくなった。

国内生産品を判定依頼

【原産品判定のための資料（対比表の例）】

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市〇〇・△△工場

適用原産地規則：関税分類変更基準（CTH、4桁変更）

HSコード	産品名	HSコード	部品名	原産/非原産
8544.30	ワイヤーハーネス	3917	プラスチック製管	非原産
		3923	プロテクター	非原産
		3926	ドライブギア	非原産
		(8532)	LED	原産
		(8544)	銅線	原産
			電気導体	原産

材料部品の調達を
海外に変更

原産性を失ったことに気づかず、
誤って発給申請

原産地
証明書

非原産材料になったため、HSコード変更が起きる必要があるが、輸出産品と部品材料のHSコードが8544であるため、関税分類変更基準（CTH、4桁変更）を満たさない。

原産性喪失

I 証明書の発給が取り消された事例

事例3

付加価値基準を用いて原産品判定依頼を行ったが、非原産材料の価格上昇により、原産地基準を満たさなくなった。

国内生産品を判定依頼

【原産品判定のための資料 (計算ワークシートの例)】

利用協定: 日アセアン協定

生産国: 日本、生産場所: ○○県○○市□□・△△工場

適用原産地規則: 付加価値基準 (RVC40%以上)

輸出産品: HS8544.30 ワイヤハーネス

FOB価額: USD40 (1USD=150円, 円換算6,000円)

$RVC = (6,000 - 3,300) / 6,000 \times 100 = 45\%$

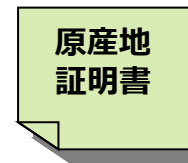
部品名	原産/非原産	単価
プラスチック製管	非原産	¥1,000
プロテクター	非原産	¥...
ドライブギア	非原産	¥...
ワッシャー	非原産	¥...
非原産材料価額合計		¥3,300
LED	原産	¥...
銅線	原産	¥...



単価
¥2,000
¥...
¥...
¥...
¥4,300
¥...
¥...



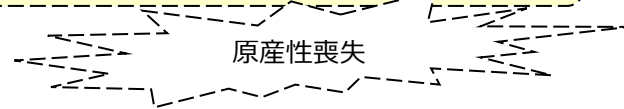
原産性を失ったことに気づかず、
誤って発給申請



価格が
¥1,000 上昇

これに伴い、非原産材料価額合計が¥4,300、FOB価額が¥7,000に。

$RVC = (7,000 - 4,300) / 7,000 \times 100 = 38\%$ となってしまう、
原産地基準 (RVC40%以上) を満たさなくなった。



I 証明書の発給が取り消された事例

その他にも、以下のような原産性を満たさなくなった事例があります。

- 発給申請時の確認ミス
(発給申請にあたり、自社データベースを用いて製品の原産性判定承認の取得有無を確認したが、その際に発給対象の品番とは異なる品番で検索してしまったため、本来は判定取得していない製品であったにもかかわらず、日本原産品であると誤認して発給申請してしまった)
- 僅少を適用していた材料の価格上昇
(僅少を適用していた材料の価格が上昇したことにより、協定で定める割合を超えてしまい、原産地基準を満たさなくなった)

※なお、生産管理部門は生産場所や材料価格の変更を認識しているものの、それらの変更情報が製品の原産性に影響を与えることを認識しておらず、原産地証明担当部門に変更の事実を共有しなかったこと等により、誤って原産性のない製品に対して発給申請してしまう事例が多くみられます。

原因如何に関わらず、原産地証明書に記載した製品が日本原産品でなかった場合には、協定及び国内法令に基づき、原産地証明書の発給の決定が取り消されます。
このような場合、輸入国において追徴課税だけでなく加算税の対象となる可能性があります。

発給申請時には、都度、発給対象製品が原産性を満たしているかを確認してください。

II ミスを防ぐためのポイント

① 生産場所が日本国内であることの確認

－原産品判定時の根拠書類には、生産企業名だけでなく、所在地・工場名の記載を

② 輸出者・生産者間及び社内の各部門間での生産・調達情報の共有

－産品の原産性に関する情報の変更などに気づくことのできる企業協力体制・社内体制を

③ 原産品判定結果の定期的な見直し

－原産品判定結果を定期的に見直すよう社内でルール化を



II ミスを防ぐためのポイント

○原産品判定依頼準備の際に作成する「対比表」の例

作成年月日

資料作成者名

利用協定：日アセアン協定

(生産者から情報提供を受けて本資料を作成しました)

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場

適用原産地規則：関税分類変更基準(CTH、4桁)

HSコード	製品名	HSコード	
8544.30	ワイヤーハーネス	3917	
		3923	
		3926	
		4016	
		5901	
		7318	
		7318	
		7318	
		7318	
		7318	
8536	接続子	非原産	
9607	ファスナー(留め具)	非原産	
(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)
(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
	電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)

この欄の事項を記載しつつ、特に次の点に御注意ください。

1. 生産企業名だけでなく、**所在地及び工場名**を記載し、
2. 最終生産地が**国内**であることを確認

(輸出品の生産に使用したすべての材料・部品を記載しました)

(参照:『原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示』経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

II ミスを防ぐためのポイント

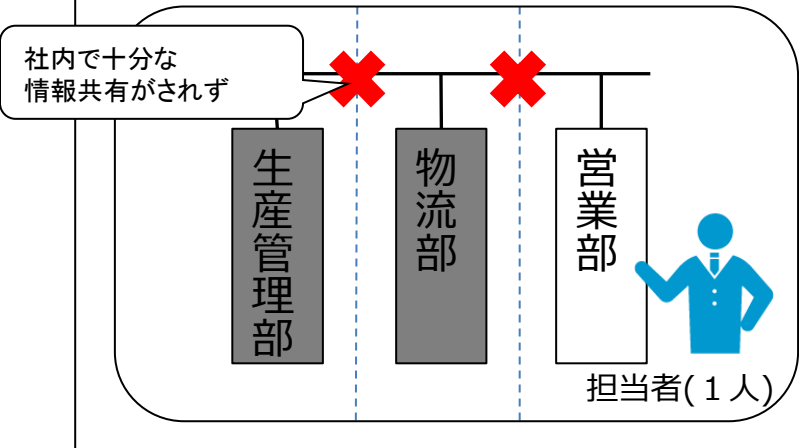
<社内体制整備の改善事例>

- ・生産場所が海外に移転していたにもかかわらず
原産地証明書を発給し、取消しに至ったケース

Before

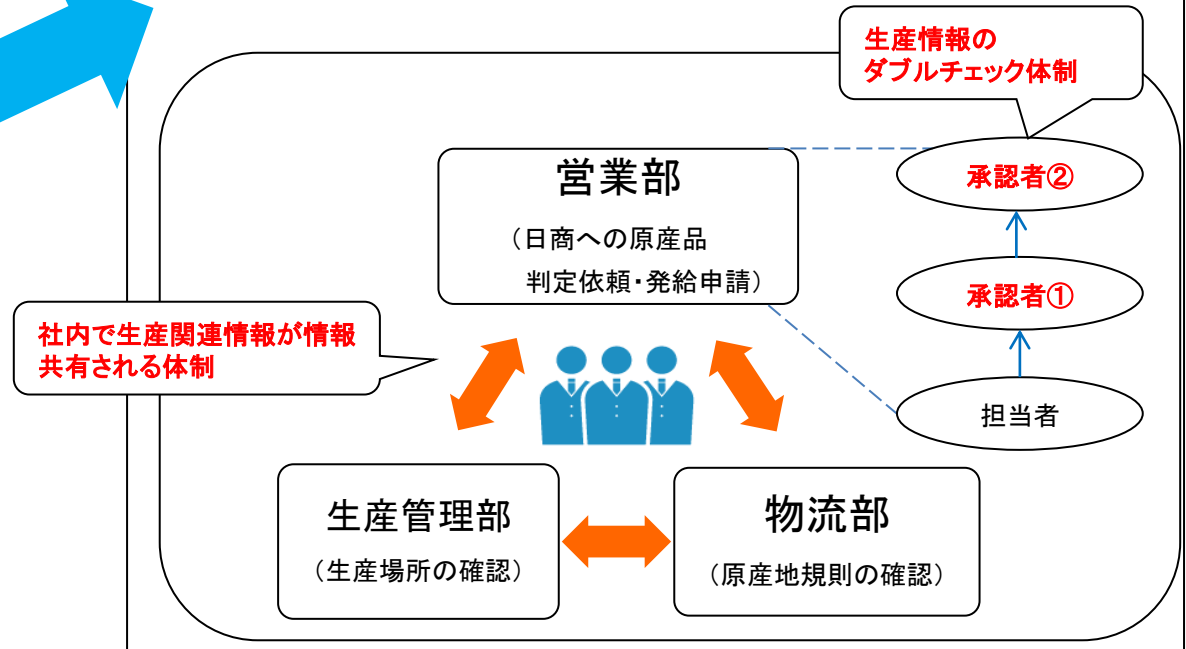
- 営業部の担当者 1 人で、原産地証明書取得に係る全ての業務を実施していた。
- 社内で上司が確認・承認する等のダブルチェックが行われる体制ではなかった。

→上司が関与せずに担当者が抱え込み、
ミスに気づかず



After

- 原産地証明書の取得に係る一連の業務を、社内で最適な部署で実施するよう処理ルートの見直しを行った。
- 営業部内で承認者 2 名設置の上、生産情報のダブルチェック体制を整備した。
- 生産活動全てに係る情報を共有する社内会議(月 1 回)に、担当管理職が参加するようにした。



Ⅱ ミスを防ぐためのポイント

<社内体制整備の取り組み事例>

① 社内勉強会の開催

- 原産品判定依頼業務等に対する理解と知識を高めるため、原産地証明書の依頼を受ける窓口となる全営業支店の課長・担当者を対象に、E P A 社内勉強会を開催。



② E P A セミナーへの参加

- 経済産業省の委託事業や各地の商工会議所で実施のE P A セミナーに、担当者などの社員を積極的に参加させ、原産地証明制度に対する理解を促進させる。



③ 社内マニュアルの整備

- 原産地証明書取得に係る業務処理マニュアルを作成し、社内データベースにて共有していたが、社内における情報共有体制や製品の生産場所の確認に係る記述が欠如していたため、同マニュアルを改訂することで内容を改善した。



II ミスを防ぐためのポイント

原産性が失われる主な原因

- ✓ 国内生産工程の海外工場への移管
- ✓ 材料や部品の原産性変更
- ✓ 為替レート、FOB価格、材料価格等の変動による原産資格割合の低下

原産性判定結果は

定期的に見直しましょう！

日本商工会議所では、企業登録している企業に対し、定期的
に注意喚起を行っています

あなたの会社の製品、 原産性は失われていませんか？

御社が過去に原産品であるとの判定を受けている製品については、引き続き、当該製品が原産地規則等を満たしているかどうかを、御社内で定期的に確認する必要があります。

今後、確認の結果、原産性を判断するための要素に変更が生じた場合には、原産性の有無を再検証する必要があります。必要に応じて、あらためて原産品判定を受けるようにしてください。

輸出する製品の原産性に変更が生じる主な要因は、以下のとおりです。

- ✓ 国内生産工程の海外への移管
- ✓ 材料や部品の原産性変更
- ✓ 為替レート、FOB価格、材料価格等の変動による原産資格割合の低下
※社内の生産部門や調達部門、サプライヤー等
関連するお取引先にも原産地規則等を十分に
理解してもらい、上記変更が生じる場合には
事前に情報共有できる体制を整備してくだ
さい。



<参考>経済産業省資料

『原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示』

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline_preservation.pdf

【原産品判定等に関するお問合せ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
電話：03-3283-7850 E-mail：tokuteico@jcci.or.jp

【経済産業省資料に関するお問合せ先】

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室
電話：03-3501-0539 E-mail：bz1-gensanti-syoumei@meti.go.jp

Ⅲ もしミスを発見したら

- 証明書受給者又は特定証明資料提出者は、特定原産地証明書の発給を受けた日から経済産業省令で定める期間を経過する日までの間（※1）に、**証明書の発給を受けた製品が特定原産品でなかったことを知ったときには、遅滞なく指定発給機関である日本商工会議所に通知する必要があります**（法第六条）。通知が遅れると罰則の対象となります（法第三十七条）。

また、証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかった場合には、当該証明書の発給の決定を取り消し（法第二十七条）（※2）、輸入相手国に証明書の取消しについて通報します（法第二十八条）（※3）。

※1 日ブルネイ、日アセアン、日スイス、日ベトナム、RCEPは3年、その他の協定は5年。

※2 経済産業大臣は事実確認のために、証明書受給者等に必要な報告を求めたり、同意を得た上で実地にその設備若しくは書類その他物件を検査することができます。（法第二十六条）

※3 輸入相手国への通報については、証明書が返納された場合には行われません。

- なお、証明書の発給を受けた製品の原産性に変更はないものの、発給を受けた証明書の記載内容に誤りや変更があった場合や、証明資料提出者が提出した資料の内容に誤りがあった場合にも、指定発給機関への通知が必要となります。（原産地証明法施行規則第十一条に定める軽微なものを除く）
 - 証明書受給者は、証明書の亡失、滅失、汚損、破損又は記載誤り等により証明書の記載事項に変更があった場合には、発給済みの証明書を返納（※4）した上で、証明書の再発給を受けることができます（別途手数料がかかります）。
- ※4 PDF発給の場合には、元の証明書は電子計算機等から消去し、紙で印刷した証明書は全て破棄してください。

参考 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律(抜粋)

○第六条 (特定原産品でなかったこと等の通知)

1 第一種特定原産地証明書の発給を受けた者 (以下、「証明書受給者」という。) は、(中略) 次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと。

2 第四条第三項の規定により通知を受けた証明資料提出者 (以下、「特定証明資料提出者」という。) は、(中略) 次に掲げる事実を知ったときは、経済産業大臣その他経済産業省令で定める者に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなければならない。

一 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと。

○第二十六条 (証明書受給者等の報告等)

経済産業大臣は、証明書受給者については第六条第一項各号に掲げる事実、特定証明資料提出者については同条第二項各号に掲げる事実について確認するため必要な限度において、証明書受給者若しくは特定証明資料提出者に対して必要な報告を求め、又はその職員をして証明書受給者若しくは特定証明資料提出者について、当該証明書受給者若しくは特定証明資料提出者の同意を得て、実地にその設備若しくは第七条第一項に規定する書類その他の物件を検査させることができる。

○第二十七条 (第一種特定原産地証明書の発給の決定の取消し)

経済産業大臣は、第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったと認めるときは、当該第一種特定原産地証明書の発給の決定を取り消さなければならない。

○第二十八条 (取消しの通報)

経済産業大臣は、前条の規定により第一種特定原産地証明書の発給の決定を取り消したときは、当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品の仕向国の権限ある当局に対し、速やかにその旨を通報しなければならない。ただし、その通報をする前に当該第一種特定原産地証明書の返納を受けたときは、この限りでない。

○第三十七条 (罰則)

証明書受給者が(中略) 特定原産品でなかったことを知ったにもかかわらず、経済産業大臣に対し、遅滞なくその旨を書面により通知しなかったときは、三十万円以下の罰金に処する。

その他留意事項: 記載漏れを輸入国税関に指摘された事例

原産地証明書に第三国インボイスに関する情報が記載されていないため、特惠税率が認められない事例が発生しています。

事例

商社 X 社は、インドネシアの関連会社 Y 社を介して、ベトナム顧客に輸出。ベトナムにおける輸入通関では、Y 社のインボイスが用いられるが、原産地証明書発給申請時に、Y 社のインボイスに関する情報を入力せず、原産地証明書を受給した。

